

新国立劇場内店舗賃貸借及び運営

参加要領

独立行政法人日本芸術文化振興会

「新国立劇場内店舗賃貸借及び運営」

参加要領

1. 趣旨

本件は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が所有し、公益財団法人新国立劇場運営財団が管理する新国立劇場の施設の一部を店舗として貸し付け、借受人は店舗において売店営業を行い、観客に対し物品販売等のサービスを実施するものである。

新国立劇場は、平成9年の開場以来、オペラ、バレエをはじめとする様々な公演を行い、我が国の現代舞台芸術の発信拠点となっており、メインエントランス横に位置する店舗は、来場者が観劇の記念に、あるいは現代舞台芸術への一層の興味、理解を深めるための商品を求める場として、劇場を特徴づける重要な施設である。

振興会では、今後もさらなるサービスの充実、魅力ある店舗づくりを目指して、簡易公募型のプロポーザル方式により広く公募し、新国立劇場に相応しい要件に合致する者と契約を締結することとしたい。

以上のことから、本参加要領により公募をするものである。

2. 業務概要

(1) 件名

新国立劇場内店舗賃貸借及び運営

(2) 貸付及び営業場所

東京都渋谷区本町1-1-1 新国立劇場内

(3) 貸付期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

ただし、契約期間において借受人がその業務を適切に遂行した場合は、3年を限度に、1年毎にこれを更新することができる。

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

3. 参加資格

(1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。代理人においても同様とする。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の「特別の理由がある場合」に該当するものとする。

(2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 振興会又は文部科学省の関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。

(4) 暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であり、「誓約書」に誓約できる者であること。

4. 審査のための提出書類

参加を希望する者は、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 法人格を有する者、法人格を有さない者、いずれも共通とする提出書類
- ①参加資格確認申請書（様式1）…………… 1部
 - ②経歴書（会社概要及び店舗等の運営実績を含む）…………… 1部
 - ③直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、その他これらに準ずる書類…………… 1部
 - ④印鑑証明…………… 1部
 - ⑤主要な取引金融機関の預金残高証明…………… 1部
 - ⑥新国立劇場内店舗開設計画書（企画提案書）（様式2～8）……………各8部
 - ⑦誓約書（様式9）…………… 1部
 - ⑧女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定）等に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し（取得している場合のみ）…………… 1部
 - ⑨次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し（取得している場合のみ）…………… 1部
 - ⑩青少年の雇用促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書の写し（取得している場合のみ）…………… 1部
 - ⑪女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（策定義務のない事業主で、策定している場合のみ）…………… 1部
- (2) 法人格を有する者
- ①定款又は寄附行為…………… 1部
 - ②法人登録簿（会社にあつては、その設立に係る商業登記簿）の謄本…………… 1部
 - ③最近2年間の国税及び地方税納税証明…………… 1部
- (3) 法人格を有さない者
- ①最近2年間の所得税の納税証明書…………… 1部

5. 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書作成上の基本事項

- ・企画提案書の様式は別添（様式2～8）に示されるとおりとする。また、複数枚に亘ることはかまわない。
- ・文字サイズは10ポイント以上とする。
- ・説明のために資料を添付することができる。
- ・本参加要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。
- ・様式があるものについても、適宜、頁数を追加して記載することができる。

(2) 企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	様式	内容に関する留意事項
ア 新国立劇場内店舗の運営方法の提案	様式3	以下の提案をすること。 ①本業務の実施にあたっての基本方針と年間収

		<p><u>支計画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 新国立劇場内で運営する店舗における基本方針及びコンセプト等について記入すること。また、店舗を利用し、どのような販売サービスを提供しようとしているのかを含めて提案すること。 ・年間収支企画 提示した公演日数、入場者数をもとに年間の売上高、人件費、材料費、光熱水費、月額使用料等の費用全般を想定し、損益計算書の形式で作成すること。 <p><u>②想定する人員配置（従業員区分を含む）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員配置 運営体制、指揮命令系統、人員配置等について、具体的な人数と組織図等により提案すること。それによる利点も記入してよい。 ・従業員区分 各事業者での名称・呼称（社長、部長、店長、支配人等）を使用することは差し支えない。 <p><u>③類似業務の実績</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の実績について、場所、期間、営業状況及びサービス内容、またそれぞれの店舗における営業方針等を交え、具体的に記入すること。 <p><u>④衛生面の過去の実績及び具体的な安全性の確保の工夫</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生面における安全性の確保のため、これまで行ってきた対処方法、工夫等について具体的に記入すること。 ・過去1年間において食中毒等による行政の指導を受けたかどうか、その場合の対応策及び結果等について記入すること。 <p><u>⑤苦情および事故への対応・回避</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定される苦情及び事故等を回避するための工夫、実際に苦情等を受けた場合の対応方法等について、具体的に提案し記入すること。
イ 従業員の接客対応及び教育訓練についての提案	様式4	<ul style="list-style-type: none"> ・新国立劇場に出店するに当たって、従業員に対するマナーアップやスキルアップのための教育・訓練・研修の工程表及び運営開始後の定期的な研修計画等について作成すること。
ウ 新国立劇場内店舗	様式5	<ul style="list-style-type: none"> ・図面・イラスト等を含めること。（別紙可）

の内装の提案		
エ 販売内容の提案	様式6	・販売商品の写真等を10点以上含めること。(別紙可) ・上記販売商品の価格帯を提案すること。
オ 新国立劇場シンボルマーク及びロゴタイプを使用した販売商品(案)の提案	様式7	・イラスト等を含めること。(別紙可) ・販売商品(案)の価格帯を提案すること。
カ 月額賃料の提案	様式8	・月額賃料(消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」と言う。)を含む)の見積金額を記載する。 ・見積金額が71,720円(消費税等含む)を下回る場合は特定しない。

※提出者を特定することができる内容(具体的な提出者の企業名、社章等)を記載しないこと。

※記述がない場合、実績がない場合、仕様を満たさない場合は欠格とする。

6. 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書類に示された参加資格や応募要件に適合しない場合、提案書に別紙仕様書で要求したものが含まれていないと判断された場合、及び月額賃料の見積金額が71,720円(消費税等を含む)を下回った場合は無効とする。

7. 提出期限、場所及び方法等

(1) 提出期限 令和6年7月30日(火)午後5時

※受付は土曜日、日曜日、祝日及び7月1日を除く午前10時から午後5時までとする。

(2) 提出場所 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務企画部契約課契約係 本多
電話 050-1754-3593

(3) 提出方法 持参又は郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。なお、電送によるものは受け付けない。

(4) 提出部数 上記4.(1)⑥については、正本1部と副本7部を作成すること。
副本には、応募者を伏せて審査するため、提出者を特定することができる内容(具体的な提出者の企業名、社章等)を記載しないこと。(提出者が特定できる時は無効とすることがある。)

8. 企画提案書を特定するための評価方法及び評価基準

評価方法及び評価基準の詳細は別紙「評価基準」のとおりとする。

9. 企画提案書の特定

(1) 企画提案書の提出者が、上記3.に掲げる資格を満たしているか否かの確認を、上

- 記7.(1)の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 上記3.に掲げる資格を満たしている企画提案者の中から、振興会内に設置する企画選定委員会（以下「選定委員会」という。）において上記8.に掲げる基準に基づき評価を行い、得点が高いものを最終的な企画提案書として特定する。
 - (3) 必要に応じ、審査期間中に企画提案書の詳細に関して追加資料の提出や説明を求められることがある。
 - (4) 上記(2)の特定の結果は、遅滞なく書面により通知する。

10. 特定後の手続き

振興会は、上記9.により特定された者と契約を締結する。

11. 非特定理由に対する質問書について

- (1) 企画提案書を特定されなかった者は、文書によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 上記9.(4)の通知した日の翌日から起算して7営業日以内
※ 受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。
 - ② 提出場所 上記7.(2)に同じ。
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。なお、電送によるものは受け付けない。
- (3) 上記(1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 上記(2)①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する。
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

12. 本件手続きに対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 本件手続きに対する質問がある場合は、文書により提出すること。
- (2) 提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 令和6年7月23日（火）午後5時
 - ② 提出場所 上記7.(2)に同じ。
 - ③ 提出方法 持参、郵送、FAX（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。
FAX 03-3265-8772
※ 持参の場合、受付は、土曜日、日曜日、祝日及び7月1日を除く午前10時から午後5時までとする。
- (3) 質問に対する回答は、振興会のホームページ上で公開するので、各自で確認すること。

13. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。

- (3) 契約保証金 納付。ただし、銀行振出小切手又は国債の保証による担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、契約保証金の額は借受人が提案した貸付料に2を乗じて得た額とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 企画提案書の無効等
 - ①虚偽の内容が記載されている企画提案書は無効とする。
 - ②企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合は失格となることがある。
 - ア) 上記8. に示された事項に適合しないもの。
 - イ) 本要領に定める提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
 - ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 有
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記7.(2)に同じ。
- (8) 企画提案書は、返却しない。
- (9) 企画提案書は、本手続以外に企画提案者に無断で使用しない。ただし、企画提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するために必要がある場合は、公表することがある。
- (10) 企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11) 企画提案書の提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (12) 企画提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (13) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(振興会HPトップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。
(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)
- (14) 本入札説明書の様式1、様式2及び様式9の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。

以上

評価基準

I 企画提案書の特定方法

- 提出された企画提案書について、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）内に設置する企画選定委員会（以下「選定委員会」という。）において下記Ⅱに掲げる基準に基づき評価を行い、得点が最も高いものを最終的な企画提案書として特定する。
- 必要に応じ、審査期間中に企画提案書の詳細に関して追加資料の提出や説明を求めることがある。

II 評価方法

- ① 選定委員会の委員ごとに、下記1～6の各項目について次の〔評価基準〕による5段階評価を行うとともに、各委員の合計点の平均を算出する。
- ② 企画提案者がワーク・ライフ・バランス等の推進に係る保有認定書等を有する場合（※）は、下記7のワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価に基づき、①で算出した点数に加点し、企画提案者の得点とする。

〔評価基準〕

大変優れている／優れている／普通／やや劣っている／劣っている

評価項目		評価の着目点	評価のウェイト
大項目	小項目		
1. 新国立劇場 内店舗の運営方法 (35点満点)	適格な計画と 実現性	実現可能でより現実的な提案を優位に評価する。	15
	過去の実績	各々の施設に合わせた売店としてのサービスや工夫が具体的に記載されている場合に優位に評価する。	10
	安全性	利用者に対しての衛生面の過去実績及び具体的な安全確保が読みとれる提案及び苦情、事故への対応、回避が具体的に記入されているものを優位に評価する。	10
2. 従業員の接客対応及び教育訓練について (10点満点)	向上心	従業員のスキルアップのための工夫が読みとれるものを優位に評価する。	10
3. 新国立劇場 内店舗の内装 (20点満点)	内装	内装は新国立劇場内において違和感なく、かつ来場者の期待感を高めるものを優位に評価する。	20

4. 販売内容 (20点満点)	販売品目の魅力	劇場としてふさわしく値段も妥当であるものを優位に評価する。	10
	嗜好への反映	観客の嗜好に対するの反映の工夫、方法の提案がより具体的な記入を優位に評価する。	10
5. 新国立劇場 シンボルマーク 及びロゴタイプ を使用した販売 商品(案) (20点満点)	販売商品との 相性	シンボルマーク及びロゴタイプにふさわしく値段も妥当であるものを優位に評価する。	20
6. 金額 (10点満点)	月額賃料の 見積もり	月額賃料の見積価格が最低月額以上であり、より高い場合を優位に評価する。	10
7. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 (5点満点)	女性活躍推進法 次世代法 若者雇用促進法	以下のいずれかの認定等がある場合、右のウェイトを満点として段階に応じて加点する。 ・女性活躍推進法に基づく認定があること。 ・次世代法に基づく認定があること。 ・若者雇用促進法に基づく認定があること。	5

※ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価（5点満点）に関しては以下のとおりとする。
企画提案者がワーク・ライフ・バランス等の推進に係る保有認定書等を有し、以下の各認定書類又は策定届の写しの提出がある場合は、各委員の評点に加点する。

ただし、複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点する。（以下の認定等を有しない場合、本項目は0点となる）。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝3点
- ・認定段階3＝4点
- ・プラチナえるぼし認定＝5点
- ・行動計画策定済＝1点

※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定（平成29年3月31日までの基準）＝2点

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

- ・ トライくるみんな認定 = 3 点
※次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく認定
 - ・ くるみんな認定（平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの基準） = 3 点
※次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、くるみんな認定（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）を除く。）
 - ・ くるみんな認定（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準） = 3 点
※次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定
 - ・ プラチナくるみんな認定 = 5 点
※次世代法第 15 条の 2 の規定に基づく認定
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）
4 点